

## 【商 法】

下記の文章を読んで、設問に答えなさい。

社員たる地位は、会社によって異なる特色を有している。第1に、人的会社では持分単一主義が採用されているのに対し、物的会社（資本金会社。以下同じ）では持分複数主義が採用されている。第2に、人的会社では、退社・除名が認められているのに対し、物的会社ではこれらは認められていない。第3に、人的会社では社員たる地位を譲渡するのに重い要件があるのに対し、物的会社ではこれがない。即ち、合名会社では、持分を譲渡するには全社員の承諾が必要である。合資会社では、無限責任社員の持分を譲渡するには全社員の承諾が必要であるが、有限責任社員の持分を譲渡するには、無限責任社員全員の承諾を得れば足り、有限責任社員の承諾は不要である。有限会社の持分は、他の社員に自由に譲渡することができるが、非社員に譲渡するには社員総会の承認が必要である。株式会社の株式は、譲渡制限がある場合を除き、自由に譲渡することができる。その上、有限会社では持分を有価証券に表章することができないが、株式会社では、株式は有価証券に表章されるのが原則である。

## 設問

- 問 1 持分単一主義および持分複数主義の概念を説明しなさい。
- 問 2 人的会社は持分単一主義を採用し、物的会社は持分複数主義を採用している。このように主義が異なる理由を述べなさい。
- 問 3 退社および除名の概念を説明しなさい。
- 問 4 物的会社において退社および除名が認められない理由を述べなさい。
- 問 5 合資会社の有限責任社員の持分の譲渡には無限責任社員の承諾だけでよい理由を述べなさい。
- 問 6 有限会社において持分を有価証券に表章することが禁止されている理由を述べなさい。
- 問 7 有価証券の定義を述べなさい。
- 問 8 株式には除権判決制度の適用はない。その理由は何か述べなさい。
- 問 9 判例によると、手形の場合、公示催告申立権者が除権判決を得ても、公示催告中に善意取得があれば、善意取得者の地位の方が優越する。その理由を述べなさい。
- 問 10 端株には端株券が発行されないが、単元未満株式には定款で定めることによって単元未満株式に係る株券を不発行にすることができる。このような相違が生じる理由を述べなさい。

【資料】 商法、有限会社法、公示催告手続ニ関スル法律、手形及び民法の関連規定が配付されます。